

請 書 (案)

- 1 作 業 敦賀地方合同庁舎非常電源（蓄電池設備）修繕作業
- 2 履行場所 福井県敦賀市松栄町7番28号 敦賀地方合同庁舎
- 3 履行期限 令和8年3月13日（金）
- 4 請負代金 金 〇〇〇, 〇〇〇円
(内消費税額金 〇〇, 〇〇〇円)

上記の作業について、別紙1の各項を承諾の上、お請けいたします。

令和7年〇月〇日

福井県福井市春山一丁目1番54号
敦賀地方合同庁舎所管庁福井地方法務局
支出負担行為担当官
福井地方法務局長 小 杉 悦 子 殿

請負人 ●●●●●
●●
代表取締役 ●●

- (1) 別添仕様書に基づき頭書の請負代金額をもって頭書の履行期限内に、頭書の作業を行うこと。
- (2) 施工に当たっては、発注者の選定した監督職員の指示に従い作業すること。
- (3) 仕様書に、監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用すること。
- (4) 仕様書に、監督職員の立会の上、施工するものと指定された作業については、当該立会を受けて施工すること。
- (5) 発注者が必要ある場合は、作業内容の変更又は打切りを命じられても異議はなく、この場合において、履行期限又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と協議して定めること。
- (6) 作業が完成したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく目的物を引き渡すこと。
- (7) 検査の時期は、届出の日から起算して10日以内、請負代金の支払時期は検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から起算して30日以内とし、別紙2「分担額明細書」のとおり各入居官署が分担して当該請求額を受託者に支払うものとする。
- (8) 自己の責めに帰する理由により履行期限内に作業を完了しないときは、延滞日数に応じ、請負代金につき年3パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。
- (9) 次の各号の一に該当したときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。
 - ア 自己の責めに帰する理由により履行期限内に作業を完了することができないとき又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - イ この請書の各項に定めた義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させないこと（あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除く。）。

- (11) この契約に関連して訴訟の必要が生じたときは、福井地方裁判所を専属的な管轄とする訴訟手続によって解決するものとする。
- (12) この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。

分担額明細書

官 署 名	分担率	分担額	備 考
福井地方法務局敦賀支局	36.76 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
福井地方検察庁敦賀支部	24.07 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
文部科学省 敦賀原子力事務所	7.49 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
福井森林管理署 松原森林事務所	2.09 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
資源エネルギー庁 若狭地域担当官事務所	3.83 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	23.21 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
福井地方気象台 敦賀特別地域気象観測所	2.55 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	
合 計	100.00 %	〇〇〇, 〇〇〇 円	